

## 相談急増！「お試し」のつもりが定期購入に！？

### 事例

「痩身と美容に効果あり」「初回お試し価格500円」というサプリメントのインターネット上の広告を見てスマートフォンから注文した。ところが、商品と同封の請求書に「定期購入で2回目以降は1箱4,000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。購入時には分からず、飲むと体調も悪くなるため、2回目以降は不要と事業者申し出たが「定期購入と記載している」と解約を拒否された。サイトを確認すると、画面の下の方に小さな文字で他の表示に紛れて書かれていた。また、事業者から「単品扱いとする方法もある。その場合、通常価格5,000円での購入になる」と言われたが、500円だから試そうと思っただけなので納得できない。(40歳代 女性)

### 広告イメージ (ホームページやSNS等)



## ひとことアドバイス



### ■ 契約内容や解約条件を確認しましょう

広告上における契約内容や解約条件についての表示の有無、表示がある場合はその内容を確認したうえで契約するかどうかを慎重に判断することがトラブルにならないためのポイントです。

### ■ 定期購入が条件になっていないか等、契約の内容を確認しましょう

ホームページやSNS上の広告で「お試し(価格)」「初回〇円」「送料のみ」等と表示されていても、複数月の継続購入が条件となっている場合があります。

### ■ 解約の条件を確認しましょう

消費者が解約しようとしたところ、事業者から定期購入期間内は解約できないと拒否されるケースが多くみられます。商品を注文する前には「定期購入期間内に解約が可能かどうか」「解約申し出先や方法(電話やメール等)」も確認しておきましょう。

困った時は  
消費生活セ  
ンターに相  
談してね!





# 生活安全情報

南陽警察署生活安全課から

今年9月、南陽警察署管内のコンビニで特殊詐欺被害



の阻止事案が2件ありました。ひとつは、いわゆる投資名目詐欺で、宅配便で多額の現金を送ろうとしたもの。もうひとつは、有料サイトの登録料名目の架空請求詐欺で、料金支払いのために多額の電子マネーを購入しようとしたものです。いずれもコンビニの店員が不審に思い警察に連絡したため被害を免れています。「宅配便で現金を送れ」「電子マネーで料金を支払え」というのは詐欺の手口ですので注意しましょう。

衣類等の繊維製品の洗濯表示に関して、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定が改正され、平成28年12月1日から施行されました。

H28年12月からの **新しい洗濯表示**

家庭洗濯	漂白	タンブル乾燥	自然乾燥	アイロン	クリーニング
40℃ 限度洗濯機「標準」* 40℃ 限度洗濯機「標準」* 30℃ 限度洗濯機「弱」* 40℃ 限度手洗い 家庭洗濯 NG <small>*洗濯機の機種により異なる</small>	漂白OK 酸素系OK 塩素系NG 漂白NG	高温 80℃ まで 低温 60℃ まで タンブル乾燥 NG	「日なた」「日陰」 つり干し 濡れつり干し 平干し 濡れ平干し	高温 200℃ まで 中温 150℃ まで 低温 110℃ まで *スチームなし アイロンNG	ドライクリーニング 通常処理 石油系溶剤 ドライクリーニング 弱い処理 ウエットクリーニング 非常に弱い処理 ドライクリーニング NG ウエットクリーニング NG

経済産業省 [くわしくは 新しい洗濯](#) リーフレットがダウンロードできます

## 1月・2月の消費生活法律相談

1月12日(木) 13:30~15:30

2月9日(木) 13:30~15:30

\* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

\* 電話で事前予約をお願いします

## 置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072